

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月21日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第53号

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 大田市職員の給与に関する規則（平成17年大田市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「100分の107」を「6月に支給する場合には100分の107」に改め、「以上100分の180以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の125以上100分の210以下」を加え、同項第2号中「100分の90」を「6月に支給する場合には100分の90」に改め、「以上100分の107未満」の次に「、12月に支給する場合には100分の105以上100分の125未満」を加え、同項第3号中「100分の87」を「6月に支給する場合には100分の87、12月に支給する場合には100分の102」に改め、同項第4号中「100分の87未満」を「6月に支給する場合には100分の87未満、12月に支給する場合には100分の102未満」に改める。

第19条第1項第1号中「100分の42.5超」を「6月に支給する場合には100分の42.5超、12月に支給する場合には100分の50超」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の50」に改め、同項第3号中「100分の42.5未満」を「6月に支給する場合には100分の42.5未満、12月に支給する場合には100分の50未満」に改める。

第2条 大田市職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の1

07以上100分の180以下、12月に支給する場合には100分の125以上100分の210以下」を「100分の119以上100分の200以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の90以上100分の107未満、12月に支給する場合には100分の105以上100分の125未満」を「100分の100以上100分の119未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の87、12月に支給する場合には100分の102」を「100分の97」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の87未満、12月に支給する場合には100分の102未満」を「100分の97未満」に改める。

第19条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の42.5超、12月に支給する場合には100分の50超」を「100分の47.5超」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の42.5未満、12月に支給する場合には100分の50未満」を「100分の47.5未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大田市職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この規則による改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、この規則による改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。